

研究報告

薩摩渋谷氏研究の一視点

— 入来文書と薩摩渋谷氏 —

一

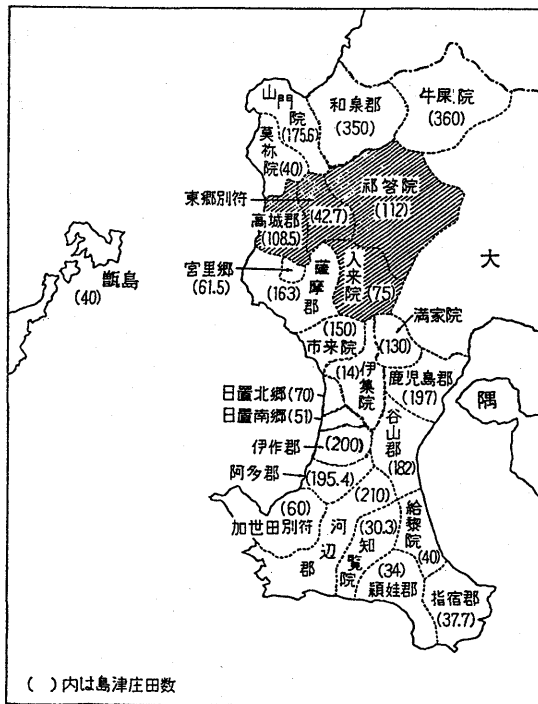
ここで薩摩渋谷氏とは、中世、相模から薩摩に下向・土着した渋谷氏の総称である。もともと相模国御家人の渋谷氏（本貫は渋谷荘。現、神奈川県綾瀬市）だが、鎌倉中期、三浦氏の乱（宝治合戦、一二四七）の結果、それまでの千葉氏に代わって、薩摩の四地域の、摂関家領島津荘寄郡（よりにごおり、よせごおり。半不輸地）の地頭職（惣地頭職）に任命され、しだいに一族が下向し、ここに本拠を移してしまう。そのうち例えば入来院に下向した渋谷氏を入来院渋谷氏⇨入来院氏とい⁽¹⁾、南九州で守護家島津氏に次ぐ大族となる。鎌倉時代に東国から下向して以来、一貫して同一地域の領主として存続したことは、島津氏とともに、全国的にみても極めて珍しい例だといえる。有名な入来院家文書をのこし、朝河貫一の代表作「表一」惣地頭としての薩摩渋谷氏の所領

高城郡 東郷別符 入来院 祁答院 甌島	建久図田帳（一九七） （総）千葉介（常胤） " " " " " "	宝治合戦（一二四七） （相）渋谷氏（⇨高城氏） " " " " " " （⇨入来院氏） （⇨祁答院氏、鶴田氏）	現在地（川内市、薩摩郡） 川内市 川内市、東郷町 入来町、樋脇町、川内市 祁答院、宮之城町、薩摩町、鶴田町 上飯村、下飯村、里村、鹿島村
---------------------------------	---	---	---

『入来文書『The Documents of Iriki』（日英両文合冊）の母体となる史料群である。

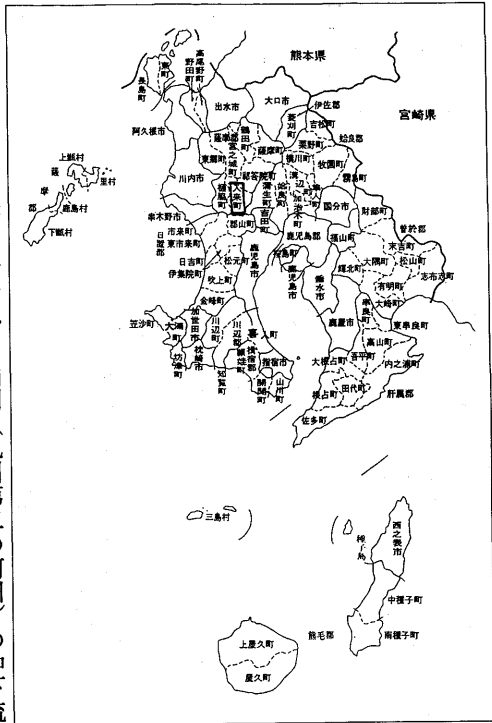
「表一」に「惣地頭としての薩摩渋谷氏の所領」を示し、「図一」に「薩摩国における島津荘概略図」を示した。

右の四地域（高城郡、東郷別符、入来院、祁答院）即ち渋谷氏が惣地頭



【図一】 薩摩国における島津荘概略図
(斜線部分=惣地頭渋谷氏)

(1) 薩摩渋谷氏研究の一視点 (山口)



〔図2〕

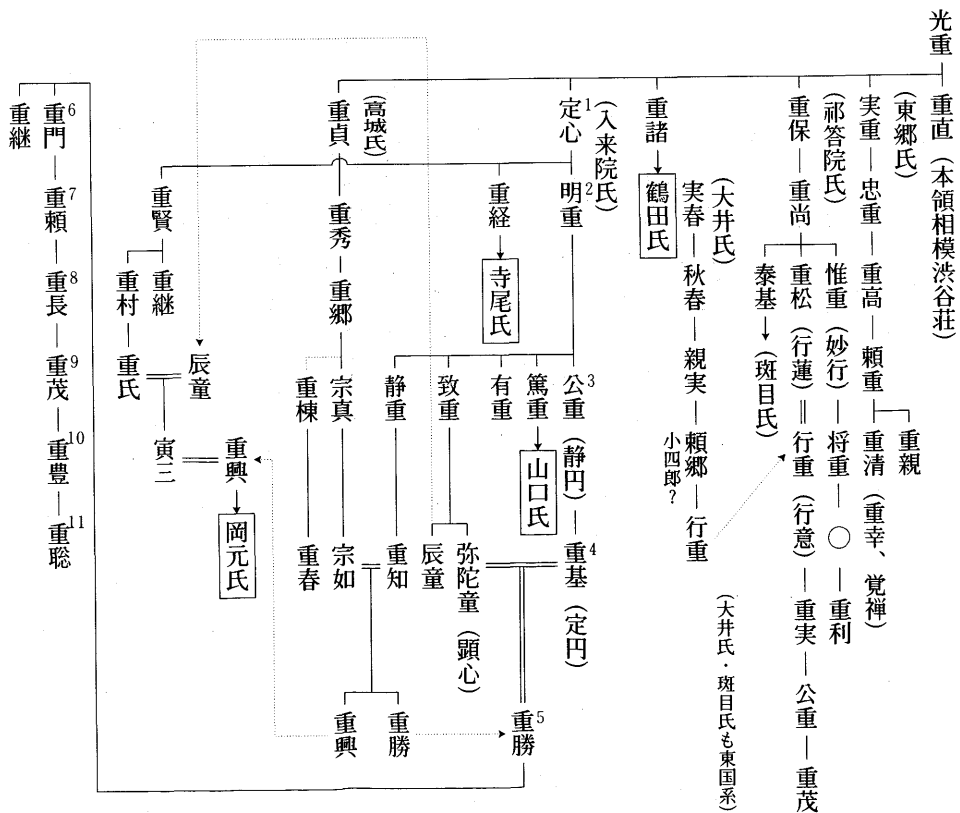
の地域は、中部薩摩に位置し、川内川（九州第二の河川）の中下流域である。いずれも明治期に薩摩郡になったが、このうちから昭和十五年（一九四〇）に川内市が生まれた。川内市は、川内川の河口に位置し、古来、薩摩国の中心地（高城郡）として国衙や国分寺・一宮（新田八幡宮）などが所在した。

次に念のため、「図2」として現在の「鹿児島県略図」を提示した。

そして、「薩摩洪谷氏系図」を示そう。以下、説明の関係上、特に入院院氏・禰答院氏・高城氏について詳しく作成してみた。

この系図作成に際して、今回（一九九八年七月）の入院院家（当主入院院重尚氏、鹿児島市唐湊）調査で新たに見出せた洪谷氏系図と、先年（一九八八年十月）の都城島津家（当主島津久厚氏、宮崎県都城市早水町）調査で拝見できた洪谷氏系図の存在は、まことに有難かった。いずれも未紹介の「平氏系図」（桓武平氏―北条氏―洪谷氏）所収のものであり、双方を通覧・対照するに構成・記事は概ね同じ、元本（祖本）は同じだといえよう。

〔薩摩洪谷氏系図〕



さて、これまで、『入来文書』を素材とした研究は非常に多く、特に①惣地頭―小地頭（関東系御家人―国御家人）相論とか相統制など、中世在地領主研究、②耕地と集落、在家―門など、村落研究に集中している。

ここでは、『入来文書』のみでなく、既に活字にされていないが、あまり利用されていない史料に着目し、中世における薩摩渋谷氏のいわば政治社会的地位・特徴の一端を見ていこう。先ず、「A」では高城氏、次に「B」では入来院氏、そして「C」では禰答院氏が主人公となる。

〔A〕 渋谷重棟・重春父子が、東郷別符や禰答院を侵害したこと（高城

渋谷氏―高城氏）

〔史料A〕①③

① 室町幕府奉書（島津家文書）

渋谷千松丸代種重申、渋谷石見権守重棟差下子息彌四郎重春以下輩於薩摩国東郷内鳥丸村致夜討・殺害由事、訴状副具如此、早可被致尋沙汰之状、依仰執達如件、

曆応四年八月廿三日

（吉良貞家）
修理権大夫（花押）

嶋津上総入道殿

② 渋谷千代童丸代信政申状案（島津家文書）

〔信政本解案〕

渋谷千代童丸代信政謹言上、

欲早被経御沙汰、被召上其身、被處重科、為渋谷石見権守重棟子息彌四郎重春・車内三郎・西岡彌次郎以下一族、以故敵宿意、去五月五日押寄千代童丸所領薩摩国禰答院太郎丸名長野宿所、致放火狼籍及合戦間、雖訴申守護嶋津上総入道々鑑、両月無沙汰間

事、

副進

一通 放火狼籍人等交名注文

右、渋谷石見権守重棟子息彌四郎重春以下一族、去五月五日押寄当国禰答院太郎名長野宿所、致放火狼籍及合戦之條、希代無雙之悪行、狼籍何事如之哉、仍雖訴申守護入道鑑、両月無沙汰之條、難堪之次第也、所詮、仰御使被鎮当時狼籍、至于重棟子息重春以下交名人者、急速被召上、各為被處重科、粗言上如件、

曆応四年七月 日

放火狼籍人等交名注文

（重巻）
渋谷彌四郎本人

西岡彌次郎左衛門尉

車内三郎

山口平次三郎

同平四郎

二渡彌四郎

大井小四郎

同四郎

同六郎

右、此外雖有数輩、且交名注文如件、

曆応四年七月 日

③ 足利尊氏御教書案（島津家文書）

〔御教書案〕

校正了、

薩摩国凶徒誅伐事、以渋谷石見権守重棟、為使節所被仰也、早〇事書

之旨、相談之、可致嚴密沙汰之状如件、

康永四年正月廿二日

嶋津上総入道殿

(足利尊氏)
御判

先ず、「史料A」①室町幕府奉書をみよう。これは大日本古文書の『島津家文書』に含まれる史料であるが(一一三二八号)、ここで、南北朝前期の暦応四年(一二四一)のこと、渋谷重棟(即ち高城氏)は子息重春を渋谷千松丸(即ち東郷氏)の所領東郷内鳥丸村(現在、薩摩郡東郷町鳥丸)に入れて夜討・殺害させたため、室町幕府としては、早く「尋沙汰」(事実を調査して処置)するよう当時の薩摩国守護島津貞久に命じている。

次に「史料A」②渋谷千代童丸代信政申状案(『島津家文書』一一三二七号)をご覧になると、この高城重春は、同じころ「一族」(車内三郎・西岡弥次郎ら)を率いて渋谷千代童丸(即ち祁答院氏)の所領祁答院太郎丸名長野宿所(現在、薩摩町永野地区)で「致放火狼藉及合戦」という状況であった。そのため千代童丸側は、一旦、「訴申守護嶋津上総入道々鑑」したが、「両月無沙汰」につき、あらためて幕府側に「被召上其身、被処重科」よう、ここに申状(訴状)を成した訳である。ここで「副進」||証拠書類としての「放火狼藉人等交名注文案」(リスト)をご覧いただきたい。筆頭の渋谷重春「本人」の他、数名が見える。このうち「車内三郎」とは東郷渋谷氏の一員、「山口平次三郎」とは入来院院氏庶流の山口重武のこと、この重武は既に重棟から宛行状を受けており、「大井小四郎」とは武蔵国(現在の東京都品川区あたり)から祁答院に下向した東国系御家人である。

これら、「史料A」①②に見える現象は、高城氏が周辺の中小的東国系御家人らを集めて東郷氏や祁答院氏の所領を侵害するという、中部薩摩における東国御家人・惣地頭系の渋谷氏同士の紛争だといえ、そこに公権力として守護島津氏の介入が要請されている。

このようなことは、実はこれまで一向に見られない事例であり、注目できよう。鎌倉期、これらの地域では「惣地頭」(渋谷氏)―「小地頭」(国御家人たち)との相論(紛争)とか、同じ地域、例えば入来院内部において山口氏とか寺尾氏の相統相論などは見られ、これらに関する研究も重ねられてきているが、ここで「史料A」①②で見えるような、渋谷氏同士が、境域を越えて、大規模に侵害―紛争するような事態はなかったのである。また、「史料A」②で見える「雖訴申守護嶋津上総入道々鑑、両月無沙汰」とは、守護島津氏としてもこのような渋谷氏同士の紛争に巻き込まれなくなかったからだといえ、この点も注目できよう。

ここで、その要因とか、環境とかいうものを考えてみよう。一つは(a)渋谷氏「一門」「一族」という面、今一つは(b)高城重棟の立場・存在という面である。それを次にメモしてみた。

(a) 渋谷氏「一門」「一族」

〔渋谷氏内部〕

イ 嘉永四年正月「入来院内上副田村地頭」渋谷重心(山口政重)代陳状(山口文書)

「副進

一通 善心(明重)置文、文永三年二月廿七日、堺以下相論出来時者、可随一門之計、於背此儀之輩者、雖有道理、可定于自由事」(善心は明重の法名、入来院院氏二代)

「重心者祖父善心置文お令存知之間、去嘉元二年五月十三日、於祁答院内山崎御堂可請一門評定之旨、令約束」

ロ 建武元年十二月十九日渋谷定円(重基)等七名連署和与状(渋谷重氏跡所領)―「為後証、一族等所令加連署之判形也」
(連署者)入来院院重基・祐重兄弟、岡元重文、東郷重親など(岡元家文書一八号)

〔將軍家足利氏〕

ハ 建武四年卯月廿七日足利尊氏感状案（薩摩国凶徒等蜂起事、於國致軍忠之由）↓渋谷一族等中（入来院家文書九六号）

〔守護家島津氏〕

ニ 文和二年十月廿八日道鑑（島津貞久）注進状「其外凶徒等為退治、差向愚息師久・氏久并渋谷一族等相共候」〔旧記雜録〕前編

二四、道鑑公御譜中）

ホ 文和三年四月十日島津師久注進状「所詮、渋谷一族并地頭御家人

等、師久相共致合戦之忠節者、可有抽賞之旨、被成下御教書候者、可宜候」（同右、師久公御譜中）

（b） 高城重棟の立場

ヘ 鎌倉末期、鎮西評定衆？（刊本や通説では宗真⇨重棟とするが、実は別人だろう）

ト 「一族」間の去状に加判「為後証、渋谷左衛門尉重棟加判形訖」

「左衛門尉重棟（花押）」

元弘三年十一月十日渋谷（禰答院）重利去状（禰答院と入来院の

堺↓渋谷（入来院）重勝（入来院家文書六七号）

チ 建武五年七月十七日「重棟」宛行状（入来院内副田村）↓山口平次

三郎（重武）（山口文書）

リ 康永四年正月、將軍足利尊氏、「薩摩国凶徒誅伐」のため渋谷重棟

を「使節」とする（島津家文書一一三二九号。〔史料A〕③）。

実は「渋谷石見権守代」即ち高城重棟の代官による禰答院への侵害は、

既に延元四年（南朝年号、一三三九）六月に見られる。〔史料A〕②（曆
応四年七月、一三四一）の二年前のことである。

○ 延元四年六月村田如嚴軍忠状（三条泰季証判）〔旧記雜録〕前編二

○、正文在村田五郎左衛門家）

〔同六月一日、渋谷安芸権守経重相共押寄同国禰答院温田城、渋谷石見權
守代權履〕

及散々合戦」（温田ユダ。現在、薩摩郡宮之城町湯田）

さて、（a）渋谷氏「一門」「一族」について、先ず「渋谷氏内部」にお
いてである。若干、補足説明しよう。イに見える「一門」とは薩摩渋谷氏
全体を指し、これ（堺相論など）は入来院内における問題だが、隣の禰答
院内（山崎御堂）で「一門評定」する旨の約束である。ロに見える「一族」

も、薩摩渋谷氏一族全般を指す。次に「將軍家足利氏」側から見た面だ
が、ハのように尊氏の感状（薩摩国凶徒「退治」の宛先は「渋谷一族等
中」となっている⁹）。そして「守護家島津氏」側から見た面である。ニホに
見えるように、当時、守護島津貞久（老齢で、島津家歴代で最長寿）とし
ては特に軍事指揮面において、「渋谷一族」の存在を殊更に重視し、自分
の二人の子息（師久、氏久）と対置させ、また子息師久としては、「渋谷
一族」を他の「地頭御家人」（即ち一般國人層）とは別格扱いにしている。

將軍家足利氏や守護家島津氏としては、このように「渋谷一族」としてし
か掌握できず、渋谷氏内部に個々には介入できなかったといえよう。

次に（b）高城重棟の立場について見よう。従来、刊本史料集（再刊
『入來文書』など）や研究書などにより宗真⇨重棟とみて、重棟は、鎌倉
末期、鎮西評定衆だと通説化しているようである。しかし、両者（宗真、
重棟）の花押は全く違う¹¹。実は別人だといえよう。宗真は確かに鎮西評定
衆だといえるが、この点、重棟については正直なところわからない。

だが、重棟は、建武政権以降になると、渋谷一族間の去状（禰答院と入
来院の堺）に「加判」したり（ト）、一族（山口氏⇨入来院氏庶流）に宛
行状を出し被官化を試みたりしている（チ）。さらに康永四年（一三四五）
正月、將軍足利尊氏は、「薩摩国凶徒誅伐」のため重棟を「使節」として
派遣する旨、守護島津貞久に伝えている（リ）。その原文は、先掲した
〔史料A〕③である（『島津家文書』一一三二九号）。〔史料A〕①②の三年

（5） 薩摩渋谷氏研究の一視点（山口）

半後のことである。このように重棟には、中央系権力との直結性が見られ、南九州において特殊な存在となっている。そして、これら「史料A」①②③が、入来院家文書など渋谷氏側の文書ではなく、いずれも『島津家文書』にのこっていることも注目できよう。

〔B〕幕府が、渋谷重門に、日向国守護の遵行（「沙汰付」）行為に「合力」するよう要請したこと（入来院渋谷氏⇨入来院氏）

先ず、前掲の「薩摩渋谷氏系図」をご覧いただきたい。ところで、

a 渋谷重勝は、実父母系（重知、高城宗真・宗如）と養父母系（入来院氏嫡流。重基・顕心夫妻）の所領を合わせて相伝し、重基（入来院氏四代）の養子となり、入来院氏当主となり（五代）、やがて子息重門に所領を譲与する。この間の譲与・相伝過程を知る上で、主要な文書は次のようである。

※○康永三年二月三日高城宗真讓状案（薩摩国高城郡内、肥前国佐嘉下領内、同国三根西郷内）↓女子宗如（重知の妻、重勝の実母）（岡元家文書二二号）（鎌倉末期、宗真は鎮西評定衆）

○貞和二年十一月廿六日入来院重基讓状案（亡父静円（公重、入来院氏三代）重代相伝之所領」。相摸国吉田荘内、上野国大類、美作国河会荘内、薩摩国市比野）↓重勝（入来院家文書五一号）

※○貞和五年閏六月廿三日重勝讓状案（前欠、「祖父宗真并母堂尼宗女（実母宗如）が永代相伝之所領」。肥前国佐加下御領など）（↓子息虎一丸）（同右四八号①）

○同日重勝讓状案（母堂顕心（養母）重代相伝所領」。薩摩国入来院内清色南方、美作国河会荘内、相摸国渋谷曾司郷内、筑前国比伊郷内）↓子息虎一丸（重継）（同右四八号②）

○同日重勝讓状（親父定円（養父重基）重代相伝所領」。薩摩国入来

院内清色北方、筑前国柏原、相摸国渋谷曾司郷内など）↓子息虎松丸（重門）（入来院家文書五八号、『入来院文書の世界』五号文書）

※○同日重勝讓状（「任親父重知（実父）讓状」。美作国河会荘内、薩摩国入来院内一野・河床など）↓子息虎松丸（重門）（同右五九号、同右六号文書）

右で頭に※を付けたものは、実父母系、特に実母系（高城氏）の所領関係の文書であり、高城郡の他、肥前国所在の所領（佐嘉下領、三根西郷）が見えるのが特徴だといえる。鎌倉末期、宗真（前河内権守）が鎮西評定衆で、肥前国内に所領を有したためであろう。これに対して、養父母系（入来院氏）の所領は、入来院の他、本貫の相摸国内所領（吉田荘、渋谷曾司郷）とか蒙古合戦勲功賞の筑前国内所領（比伊郷・柏原など）が見える。

b 重門（入来院氏六代）は、建徳二年（一三七一）、子息虎五郎丸（重頼、七代）あてに置文・讓状を作成する。ここに「惣領」単独相続とする旨が明記されている（入来院家文書六二号・八三号）。以後、十五世紀末、重豊（二〇代）に至るまで同旨・同一様式の讓状が認められている（入来院文書四七号、『入来院文書の世界』八号文書参照）。

〔史料B〕①④、『島津氏略系』

① 足利義詮御判御教書案（入来院家文書）

（端裏書）
（京都御教書案）
（足利義詮御判御教書案）
將軍家御台所御領日向国穆佐院并嶋津院事、度々被仰之處、畠山修理亮・伊東下野守等不承引之間、加退治、可沙汰付下地於給主代若林彈正忠年秀之旨、所被仰守護人也、早馳向、可合力之状如件、

（足利義詮御判）

文和二年十月九日
渋谷石見權守殿

② 足利義詮御判御教書（丹波安国寺文書）

丹波国安国寺本光福寺雜掌道性申日向国々富庄石崎郷事、訴状・具書

遣之、伊東又六押領云々、早位彼所、来月廿日以前、可沙汰付雜掌於下地、若令違犯者、任事書目、可致沙汰之状如件、

観応三年九月三日

一色宮内少輔殿

(足利義詮)
(花押)

③ 室町幕府御教書写 (『天龍寺重書目録』甲所収)

天龍寺領日向国々富庄事、可沙汰付寺家雜掌之由、所被仰守護人大友式部丞也、早令同心合力、嚴密有遵行者、可為殊別忠之状、依仰執達如件、

至徳元年四月廿八日

嶋津越後入道殿

(新波義將)
左衛門佐判

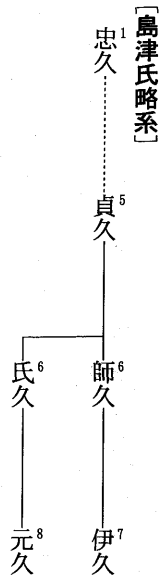
④ 足利義政御内書写 (『日向記』所収伊東文書)

先忠為褒美、日薩隅三ヶ国之輩可為伊東家人、但嶋津・渋谷除之者也、

寛正二年辛巳三月廿五日

伊東大和守とのへ

(足利義政)
御判



さて、右のような経過で所領を集中的に相伝した重門(入来院家六代)

についてだが、「史料B」①足利義詮御判御教書案をご覧いただきたい。

入来院家文書に含まれるもので(八号)、南北朝中期の文和二年(一三五三)十月、畠山直頭と伊東氏が結託して「將軍家御台所御領日向国穆佐院并嶋津院」に対して不法行為をなしているため、足利義詮(將軍尊氏の子息)「幕府側としては、その「退治」と「沙汰付」「遵行を「守護人」に

命じるとともに、これへの「合力」を渋谷重門に要請しているのである。この「史料B」①と同日付・同文の文書が島津貞久(当時の薩摩・大隅両国守護)あてにも出されており(『島津家文書』一―五九号)、こちらの方は正文である。

それはともかく、当時の「守護人」とは、次の「史料B」②足利義詮御判御教書(日向国内所領の「沙汰付」「遵行」で宛先になっているからして、一色直氏だといえよう。¹⁴⁾一色直氏は、当時、九州全体を統治する鎮西管領でありながら、この日向国守護を兼ねていた。この「史料B」②(観応三年、一三五二)の翌年が、「史料B」①「文和二年」である。

これらの史料で見ると、論所(紛争地)はいずれも室町將軍家関係所領で、論人(侵略者)の方は畠山直頭や伊東氏という日向国最大の現地勢力であった。即ち「史料B」①に見える紛争地「日向国穆佐院并嶋津院」は島津荘(隈関近衛家領)の地域であり、「史料B」②に見える国富荘はもとも八条女院領であるが(八条院は鳥羽天皇皇女の障子)、ともに、鎌倉後期には北条氏の所領となり、建武新政下に一旦没収されて、あらためて足利尊氏に給与され、以後、足利氏「室町將軍家の所領となっている。論人のうち畠山直頭は、建武三年(一三三六)三月、例の筑前多々良浜合戦の直後、足利尊氏によって日向国に「国大将」として派遣され、この国に新たに設置された足利氏所領(島津荘など)の確保とか、反武家的行動をとった肝付兼重らの誅伐のため努めさせられた。直頭は、さらに康永四年(一三四五)には同国守護も兼ねることになり、長く日向国を支配していたが、所領拡大などしだいに現地で領国形成の志向を強め、またこの観応期には直冬方「反幕府方」に立ったため、日向国守護職を解任されたといえる。¹⁵⁾もう一人の論人伊東氏は、東国御家人系で、元来、中央幕府関係(鎌倉北条氏、室町將軍家)の所領がない日向国内宇佐宮領地域が本拠であったが、ここで示した「史料B」①②のように、この動乱中期のころより幕

府関係所領のある島津荘(都城盆地が中心)・国富荘(宮崎平野が中心)の地域へ押妨し押領(侵害し侵略行為)をなしている。¹⁶⁾

このような状況の中で中央幕府は將軍家としては、その「沙汰付」に遵行命令を先ず守護(一色直氏)に出したが、それでは落ち着かず、さらに隣国の有力武家たる島津氏(薩摩・大隅両国守護)や渋谷氏(そのうちでも最有力な入来院氏)に改めてその「合力」を要請したのである。そもそも「沙汰付」とは、遵行とか打渡しともいい、土地を正当な知行人に確実に渡すことで、当時、守護にとつて最も基本的な職権である。

ともかく、そこで彼ら(島津氏や渋谷氏)は、相論(紛争)の当事者よりは勿論のこと、一般の遵行使(両使)以上に有力であることを要した。¹⁷⁾ さて、これと同様な例は、下つて南北朝後期、同じ日向国において見える。

「史料B」③室町幕府御教書写をご覧いただきたい。この文書では、この至徳元年(一三三四)当時の日向国守護は大友親世だと明記されているが、注目すべきは、宛先が島津氏久であること、また「早令同心合力、厳密有遵行」という文言を含むことであろう。

この「史料B」③と同日付・同文の文書が「嶋津上総介」(伊久・氏久の甥)・「嶋津又三郎」(元久・氏久の子)あてにも出されている(『天竜寺重書目録』甲)。

ここで宛先になっている彼ら伊久(薩摩国守護)・氏久・元久は、いうまでもなく守護家島津氏の歴代であり、当時、薩摩・大隅・日向の南九州三カ国において領国を形成しつつあった。

このような情勢に対応して、この文書「史料B」③は「早令同心合力、厳密有遵行」という文言を含んでいる。つまり中央幕府としては、一旦、守護大友親世あてに「沙汰付」に遵行命令を出したが、論所「国富荘」が京都五山天竜寺領し將軍家関係所領(論人は恐らく伊東氏)である上に、¹⁸⁾

現地において守護権力が不安定なために、改めてこのような文言を含む幕府御教書(管領奉書)を島津氏にあてたものといえよう。

さらに下つて、十五世紀半ばのことだが、『日向記』¹⁹⁾卷三所収の伊東文書に「史料B」④のような史料が見当たる。寛正二年(一四六一)三月の伊東氏あての足利義政御内書(写)だが、ここで「日薩隅三ヶ国之輩可為伊東家人、但嶋津・渋谷除之者也」とあるのは、南九州一帯における島津・渋谷両氏の勢力・立場を象徴しているといえよう。

「C」九州探題今川了俊―渋谷氏―大願寺という関係(祁答院渋谷氏―祁答院氏)

さて大願寺は、祁答院柏原(現、薩摩郡鶴田町柏原)に所在したが、南北朝に諸山(五山系寺院の第三ランク)となった禅院で、祁答院渋谷氏に祁答院氏の廟所となる。早く江戸初期に現地では廃寺化するが、現在も石塔群(祁答院氏歴代と同寺住持歴代のもの)がある。

ここに「史料C」(a s c)として中世大願寺関係の資料を提示し、若干コメントしておこう。

「史料C」 a s c

a 石塔銘の例(年月日は忌日を示す)

① 宝篋印塔

「 応永廿二乙年

徳翁嘗公庵主

十一月二日」

(①徳翁嘗は徳翁行嘗、祁答院重茂)

② 宝篋印塔

「正印大師

応永八年辛酉十月十日」

③ 宝塔(?)

「前往当山万寿筵中玖禅师

(③筵中玖||筵中昌玖)

応永三十年申六月十七日入滅」

○ これら石塔銘①②③は、いずれも十五世紀初頭、応永年間のものだが、二十年近く前、ゴールデンウィークのこと好天の日に現地を散策、カメラに収めつつ銘文をメモしてみた。⁽²⁰⁾ 荒れ放題で、まさに苔むした石塔群だったが、その後、当地は「大願寺墓塔群」として鹿児島県の史跡に指定された。

b 『天祥和尚録』(建仁寺向足院所蔵、『五山文学新集』別巻二)

天祥和尚初住薩州路黄龍山大願禪寺語録

門人

師於永和四年十一月十日受請、十二月初五日、就于東山建仁禪寺知足院塔下、拈衣云、不是黄梅夜半、不是雞足峰前、知足天上、別是相伝、今日拈出、搭在一肩、披衣云、無縫塔中點頭否、借婆裙子拜婆年、便禮拜、

全五年二月二十一日入寺、

(中略)

① 陸座、拈香云、此一瓣香、爇向炉中、端為祝延

今上皇帝聖躬万歳々々々々々々、陛下、恭願、高居北闕尊、長保南山

寿、夔龍登用、景星耀而泰階平、麟鳳呈祥、聖人作而万物覩、

② 次、此香、奉為征夷大將軍、資陪祿算、伏願、久握闔外之權、翼戴

王室、深契環中之妙、毘贊宗門、

③ 此香、奉為九州総知大相国公、資陪福祿、伏願、宮門無声刁斗、三

軍止戈、官路不見烽烟、九州銜璧、

④ 此香、奉為大檀那讃州太守、増崇祿位、伏願、開竹園於此地、長為

吾門金湯、分茅土於一方、弥固皇家藩衛、

⑤ 次拈香云、二十余年秘藏懷裡、皮膚脱尽、真実猶存、錯向人前、壳

弄声価、早知今日事、悔不慎当初、已展不縮、爇向炉中、供養前往

大明国龍興府龍安山兜率禪寺、後住日本国平安城瑞龍山南禅々寺、

黄龍十三世、特賜真源大照禪師龍山大和尚、用酬法乳之恩、^(徳見) 且要△

天下之人、知千光子孫猶在、^(明庵米西)

(中略)

退院上堂、鈞命新来自柳宮、隨縁又向冷泉行、^(聖福寺) 群山猿鶴応嗤我、十

里青松傾蓋迎、時赴聖福命、

○ この語録によって、永和四年十一月十日条、綱文「幕府、一麟^{天ヲ}薩摩大願寺住持ト為ス、尋デ一麟入寺ス」が与えられよう(『大日本史料』六編未刊、『史料綜覧』綱文なし)。

○ 『扶桑五山記』によれば、「黄竜山大願禪寺」は開山一関宗方・準開

山起宗宗青とある。一麟は、関白家九条氏の出(九条道教の子)、

時期からして、右の宗方・宗青に続いて大願寺三世といえよう。

○ 右掲「語録」の拈香部分は、①祝聖香(天皇に対する焼香)―②将

軍香―③探題香―④檀那香―⑤嗣法香といえる。

○ 右の③に見える「九州総知大相国公」とは当時の九州探題今川了俊

を指し、この箇所を探題香と称しておきたい。この「探題香」は、

南北朝後期、今川了俊探題期にのみ見かけるので、ここにも、他の

九州探題とは違った、了俊の現地における権威・権力が象徴づけら

れている。⁽²¹⁾

○ また⑤嗣法香で、一麟は自から「黄竜十三世」たる竜山徳見を嗣法

したことを明記している。竜山は、五十年近くも中国(元)に滞在

し(一三〇五―一三五〇)、ついに帰国したという、日本人として

抜群の長い期間に亘って外国滞在した僧だが、一麟は、帰国後の竜

山によく仕え、嘱望されていた(『五山文学新集』別巻一の六八五

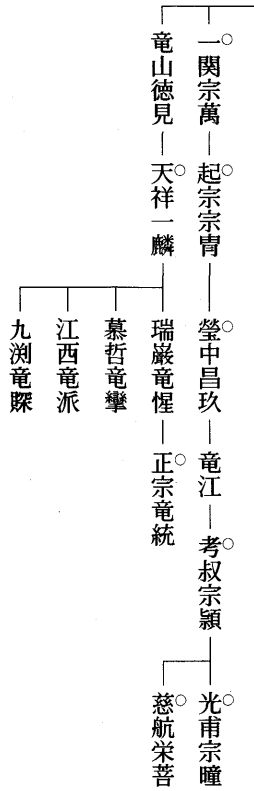
頁、『天祥和尚録』解題参照)。

○ 天祥一麟は、ご覧のように翌永和五年二月に入寺（着任）したが、大願寺に住寺すること三ヵ月余にして、その年、康暦元年（永和五年三月改元）六月には十刹聖福寺（博多）の住持となり、さらに応永元年には京都五山建仁寺の住持（六七世）となっている。

○ 大願寺は、山号「黄竜山」からしてもそうだが、代々住持は黄竜派（派祖は明庵栄西、遡れば中国の黄竜慧南）だといえ、彼らは、大願寺住持を勤めたあと、聖福寺（十刹）へ建仁寺（五山）と黄竜派禅院を昇任していく傾向にあった。

c 黄竜派略系（玉村竹二氏『五山禅僧伝記集成』所収「関係宗派図」から抜萃、○印は大願寺住持経験者）

明庵栄西—栄朝—蔵叟朗誉—寂庵上昭—



○ このうち瑩中昌玖は、先に石塔銘で見えた（a③）。考叔宗穎は、昇住して聖福寺や建仁寺（二三三世）の住持となるが、文明十八年（一四八六）には建仁寺を退院、再び大願寺に戻り、寺内に竜隠庵を構えて隠退した。業了って「辺境」たるこの地に帰住したためか、彼らを薩摩の人と見る向きもある（以下、光甫宗暉・慈航栄善とも同様。『五山禅僧伝記集成』二二三頁・二三五頁²²）。

ところで南北朝後期のこと、九州探題となった今川了俊（貞世）は、守護家島津氏（特に大隅守護氏久、薩摩守護伊久）対策のために、波谷氏の

誘引に努めた。入来院氏の当主は、重門（六代）の子、七代重頼であり、薩摩波谷氏にとって中核的存在だといえるが、探題了俊は、この重頼に対して、特に多くの書状を出したり、本領安堵や恩賞給与を条件に付けた軍勢催促状を出すなど、薩摩国支配にとり最も重要な文書を発給しており、それらが入来院家文書に多くのこざれている²³。

薩摩国守護には、周知のように永和二年（一三七六）八月に島津伊久に代わって探題了俊が補任されたが『祢寝文書』二一四三九号、私は既に永徳二年（一三八二）には伊久が復職していると考える（入来院家文書一七一〇・一九六号）。しかし伊久にとっては、その後も、明徳元年（一三九〇）七月、入来院重頼宛の幕府御教書（管領奉書）で「自今以後、不可随伊久成敗」などと書かれている（同右一五三三号）。

以下、叙述に直接関係ある史料を「史料D」〔①〕〔③〕として掲げる。

〔史料D〕

① 「伊与守」書下（山門文書）

薩摩国山門院之内針原之内号高柳、巷町三反、桃木田五反、市来崎之内藪ヶ所等事、可付沙汰市来崎彈正忠之状如件、

明徳五年卯月九日

伊与守（花押）

楠橋対馬守殿

設楽駿河守殿

○ 発給者「伊与守」は今川貞継（探題了俊の子息。入来院元文書

卯月廿九日「貞継」書状と花押一致）

② 今川了俊感状（入来院家文書一三七号）

去月五日於山門城、自身太刀打凶徒打取云々、殊感悦之至也、上洛之上者、此趣可注進之状如件、

明徳五年四月廿五日

沙弥（花押）

（波谷重頼之）
清色美濃守殿

○宛先の渋谷重継は重門（入来院氏六代）の弟

③ 大願寺寄進地由緒書（『禰答院旧記』所収）

一、明徳五年六月廿五日山門院感応寺ヲ当寺ニ寄進、（大願寺）貞継、渋谷探題ナリ、

さて、ここで「史料D」の①「伊与守」書下をご覧いただきたい。とにかくこの「伊与守」書下は、「沙汰付」遵行文書だといえる。発給者「伊与守」とは探題今川了俊の子息であり、ここで宛先になっているもの（両使）は何れも現地南九州系ではなく、特に設楽氏の方は恐らく今川氏に随って九州に下向してきたのであろう。遵行の対象地（現在、出水市付近）は山門院にあり、ここは北薩（北部薩摩）に位置し、鎌倉以来、守護家島津氏にとって最初の拠点であり、この「史料D」①で文中で当事者として見える市来崎氏も島津氏の被官となっていた。当時の薩摩国守護島津伊久の所領も、この山門院にある（『島津家文書』一一六一〇号）。今川氏が、このように南北朝合一直後に島津氏の拠点の北薩地域で統治権的行為をとっていたこと、しかもこのような文書が、市来崎氏山門氏に堂々と伝来されたことは注目できる。⁽²⁵⁾

このころ今川了俊は、南九州において特に渋谷氏を掌握し、島津氏を制圧して、山門院など北薩地域の経営に努めていた。「史料D」の②今川了俊感状、そして③大願寺寄進地由緒書および「表2」をご覧いただきたい。感応寺（山門院）・大願寺（禰答院）ともに五山系禅院だが、感応寺の外護者（スポンサー）は守護島津氏で、大願寺の方は禰答院氏（渋谷氏）が外護者であり、ともに既に諸山になっていた。ただここに見えるよ

「表2」

	所在地	「諸山」化 ⁽²⁴⁾	外護者	
感応寺（聖一派）	山門院	暦応二（三三九）	守護島津氏	初代忠久〜五代貞久の墓所
大願寺（黄竜派）	禰答院	貞治五（三六六）	禰答院氏	禰答院氏代々の廟所

うな感応寺（出水郡野田町所在）が大願寺に「寄進」された事実は確かめられないが、このような政治情勢、即ち九州探題今川氏による守護家島津氏対策と薩摩渋谷氏接近という状況を象徴している。勿論、寄進者「貞継」とは今川貞継だといえよう。但し「渋谷探題ナリ」とある注記（割書）は誤り。この明徳五年は、まだ今川了俊が九州探題在任中であり、渋谷氏満頼が探題になるのは翌々年の応永三年のことである。それはともかく「貞継」の「寄進」時期は、先の「史料D」①「伊与守」書下などと同じである。

以上のような状況の中で、当時、九州探題今川氏勢力（了俊―貞継父子）が、中部薩摩の渋谷氏（―大願寺）と結託して、北部薩摩―特に島津氏の本拠山門院―を完全に占領していたといえよう。

〔注〕

- ① 入来院渋谷氏は、南北朝後期の永和二年（一三七六）、重頼（七代）のときまでは「渋谷」氏と称されていたが（入来院家文書一七六号、永和二年五月二十五日今川了俊書下）、この重頼は、永徳二年（一三八二）には「渋谷清敷殿」（同一九六号、永徳二年五月三十日今川了俊書下）、明徳元年（一二九〇）には「渋谷清色殿」（同一五三三号、明徳元年七月十八日室町幕府御教書）と称され（清敷≡清色≡キヨシキは、入来院の中心部の汎称。現在の入来町入来小学校区）、次の重長（八代）は、応永三十年（一四二三）に「清色殿」と称され（同三九号、応永三十年八月三十日島津存忠起請文）、その子息重茂（九代）に至って、永享八年（一四三六）には「入来院殿」と称され始めている（同三八号、永享八年九月十四日島津忠国安堵状）。

- ② 禰答院氏については、大井氏（武蔵国出身）・斑目氏（出羽国出身）という弱小東国系御家人（一分地頭）との間に姻戚関係が生じた。この点、斑目文書『鹿兒島県史料旧記雑録拾遺』収録）や大井文書（例えば高島緑雄氏「補訂大

井文書』『駿台史学』六五号収録)の文書・系図で見られ、後述の渋谷氏系図(入来院家所蔵、都城島津家所蔵)においても記述されている。

(3) 高城氏については、これまで宗真⇨重棟として鎮西評定衆と見られてきたが、本稿では、後注(注11)で指摘するように同時期の両者の花押の形が全く異なる(官途も違う。重棟は左衛門尉(石見権守)ことに気付いたので、両者を別人だとみて、この系図では重棟を仮に点線で横並びにした。

なお、この箇所、従来の系図類では次のようになっていた。

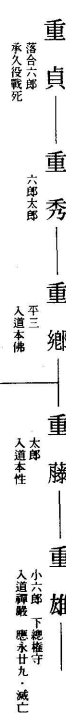
イ渋谷氏系図(入来院家所蔵系図「二番」)②平氏系図のうち)



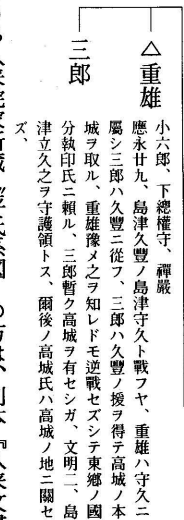
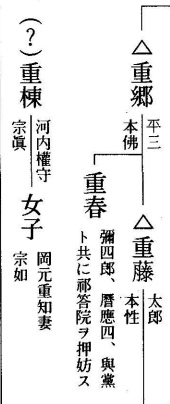
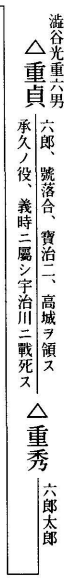
ロ渋谷氏系図(都城島津家所蔵平氏系図のうち)



ハ『鹿兒島県史 別巻』(昭和十八年)所収諸氏系図、高城氏



ニ『入来院文書 新訂』(昭和四十二年)附録諸氏系図、高城氏略系図



(4) このうち入来院家所蔵『平氏系図』の方は、刊本『入来院文書』などに収録さ

れていず、従来、その存在すら紹介されていないものだが、入来寺尾家旧蔵『御文書改帳』(鹿兒島大学附属図書館現蔵)によれば、まさに「二番」②(「平氏系図」巻卷) — 「四番」②(「古系図」巻卷、但上下切レテ不見得) に当たるもので、これら両者(「二番」②、「四番」②)は、もともと直接接続するものだとはいえ、両者全体の草案(下書き)が「五番」(「当家系図草案巻卷」)だと確かめられる。そして「四番」の末尾に、奥書「宝徳二年壬三月吉日 重梁書之」(宝徳四年「一四五二」)がある(詳細は山口「入来院文書について」三三三—三三三頁、史料編纂所第三三回史料展覧会列品目録『入来院文書の世界』総説)。

都城島津家所蔵の方は、先年、宮崎県史編纂のため現地調査の結果、その存在

が判明したのだが（私も県史編纂委員として現場で拝見）、宮崎県史 史料

編（中世一・二）には収録されなかった。入来院家所蔵の方は、右に述べた

ように、「一番」②と「四番」とは別々になっているが、元来は連続すべきも

ので、都城島津家所蔵の方は全て連続している。入来院家所蔵のものは奥書が

あるが、都城島津家の方にはそれが見えない。しかし都城島津家所蔵の方は、

入来院家の方とは違って、薩摩渋谷氏の支流名を逐一記してあり（重尙禰答

院、定心入来院、重貞高城など）、また禰答院氏の記事が一段と詳しい（行重行意

以下。途中で、大井行重が禰答院重松の養子となり、大井氏が禰答院氏の嫡流

となってしまう）。なお、両家所蔵のこれら平氏系図、特に奥書（宝徳四年）

をもつ入来院家所蔵の方は、北条氏系図としても極めて珍重であり、名越氏や

金沢氏について詳しく、今後、入来院家本「北条系図」としてあらためて検討

する価値があろう。

(5) 例えば福島金治氏「南九州中世史研究文献目録」（川添昭二氏編『九州中世

史研究』第二輯、昭和五十五年十二月）や日隈正守氏「鹿児島県中世史関係文

献目録」（『鹿児島中世史研究会報』五一号、平成八年四月）を閲覧しよう。

(6) 車内は、当時、東郷渋谷氏の地頭所所在地である（入来院家文書一六三号、

建長四年六月三十日関東裁判状案）。現在、川内市田海町今村に小字名として

車内（クルマウチ）がある（もと薩摩郡下東郷村）。

(7) 山口文書建武五年七月十七日重棟宛行状の宛先「山口平次三郎、平次三郎

重武（山口氏系図）。山口文書は『鹿児島県史料（旧記雑録拾遺）』に収録。

(8) 大井文書暦応三年七月二十日島津貞久施行状の宛先「大井小四郎」。なお本

文は次の通り。
薩摩凶徒退治事、去月三日御教書如此、急速致用意、相催一族可被発向之

状、依仰執達如件、
暦応三年七月廿日

大井小四郎殿

これは軍勢催促の施行状だが、大井文書（鹿児島県川辺郡川辺町大井光三氏

所蔵）のうち唯一の正文だと思え、文中の「去月三日御教書」とは同年（暦

三年）三月三日付の足利直義軍勢催促御教書を指す（『旧記雑録』前二十所収

権執印文書）。またこの貞久施行状は書止が完全な奉書形式「依仰執達如件」

となっていることに注目できよう（『旧記雑録』前二十所収権執印文書、暦

三年五月十五日貞久施行状も同旨で同型文書）。貞久発給の公文書の書止は、

一般に「仍執達如件」である（山口『南北朝九州守護の研究』四九四頁）。

(9) この南北朝前期、「薩摩凶徒」とは、伊集院忠国（伊集院地頭、島津氏庶

流・谷山隆信（谷山郡司、在地系）・較島家藤（阿多郡地頭、もともと東国

系）であり、このように武家政権側としては、彼らを誅伐するために薩摩国人

層を催促している。詳細は山口『南北朝九州守護の研究』四八九頁〜四九一

頁参照。

(10) 例えば川添昭二氏は「鎮西評定衆及び同引付衆・引付奉行人」（『九州中世史

研究』第一輯、昭和五十三年十一月）において、北条（赤橋）英時の時期の鎮

西評定衆として見える渋谷河内権守入道を、渋谷重棟Ⅱ沙弥宗真としておられ

る（一七四頁）。

(11) 従来、渋谷重棟Ⅱ宗真だと見られて来たが、ここに彼らの花押がある文書を

編年に並べ、花押の形状を確認し、互いに別人であることを提起したい。

① 文保二年（一一三二）四月五日「前河内権守（花押）施行状」
月廿二日御教書」の旨に任せて、「肥前国河上社遷宮事」↓
御房（河上神社文書上） a 型

② 文保二年六月廿五日「前河内権守（花押）書下（白垣彦重丸申す「筑後

国白垣郷八院塚事」につき「越訴」の棄捐）↓山代又三郎殿跡（松浦山代文

書） a 型

③ 元亨二年（一一三二）五月六日「前河内権守（花押）施行状（当社御遷



a 型

- 宮事、去月廿八日御教書如此) ↓河上宮座主御房 (河上神社文書上) a 型
- ④ 元徳二年 (一三三〇) 三月十六日「宗真(花押)」書下 (肥前国佐嘉下御領内女子分^号寺尾尼御前知行分田地七段を一宮河上社へ「寄進」するにつき、その承認) ↓寺尾尼御前 (河上神社文書上) a 型
- ⑤ 元弘二年 (一三三三) 二月九日「沙弥(花押)」寄進状 (肥前国佐嘉下荘内由比里卅三坪志町の寄進) ↓河上宮 (河上神社文書中) a 型
- ⑥ 元弘三年十一月十日「平重利(花押)」左衛門尉重棟 (花押) 連署去状 (祇答院と入来院の堺、一野・河床・中木庭村の事) ↓渋谷重勝 (入来院家文書) b 型
- ⑦ 建武元年 (一三三四) 八月廿七日「沙弥宗真(花押)」寄進状 (肥前国佐嘉下領小福益名内田地志町の寄進) ↓肥前高城寺 (高城寺文書坤) a 型

b 型 (⑥⑧)

- ⑧ 建武五年七月十七日「重棟(花押)」宛行状 (薩摩国入来院内副田村) ↓山口平次三郎 (山口文書) b 型
 - ⑨ 康永参年 (一三四四) 二月三日「沙弥(花押)」讓状 (薩摩国高城郡内田地志丁、屋敷志所など) ↓女子平氏^{法名}宗如 (岡元文書) a 型
 - ⑩ 康永参年二月三日「沙弥(花押)」讓状 (筑前国家村内光清名地頭職、肥前国三根西郷内東津泉空閑三分一。「勲功賞として拝領」) ↓孫子重興 (岡元文書) a 型
- 以上、列挙してみたが、a 型とb 型という二つの系統の花押がある。a 型の方が殆どであり、途中にb 型がある。a は「前河内権守」(①②③)・「宗真」(④)・「沙弥」(⑤⑨⑩)・「沙弥宗真」(⑦)と署判しており、b の方は「左衛門尉重棟」(⑥)・「重棟」と(⑧)と署判している。ここに「前河内権守」

「宗真」だが、「左衛門尉重棟」⇨「重棟」とは全く別人だといえよう。

(12) ちなみに宗真が既に鎌倉後期に肥前国佐嘉下領に権益を有していたことは、

前注(11)の④文書(元徳二年三月十六日宗真書下、河上神社文書)や⑤文書

(元弘二年二月九日沙弥⇨宗真寄進状、同右文書)によって明らかである。ま

た宗真は、南北朝期の初頭、建武三年(一三三六)四月二日、足利尊氏袖判下

文(案)によって「勲功賞」として三根西郷地頭職に補任され(渋谷河内入

道)宛、これを遵行するよう(渋谷河内入道宗真申肥前国三根西郷地頭職

事、任御下文沙汰付候)、同年七月十三日、執事高師直施行状(案)が一色範

氏(初代鎮西管領)宛に発せられている(岡元家文書二〇号)。

(13) このうち入来院家文書八三号(渋谷重門讓状)の全文を、ここに提示しよ

譲与

所 子息虎五郎丸(渋谷重頼)

一所 薩摩国入来院内清色北方

一所 北方内上副田村

一所 市比野村半分地頭職并下地

一所 南方内清色村

一所 塔原村

一所 中村

一所 楠本村

一所 倉野村

一所 久中村

一所 柏嶋村

一所 筑前国柏原村水田屋敷(皇良郡)

一所 筑後国永淵屋敷、同国みな木の屋敷(上座郡)
一所 甲斐国西嶋内草入在家田畠(下座郡)

一所 美作国河絵庄内下森上山大足(高峯郡)

一所 相模国渋谷曾司郷内ふちこゝろの屋敷立野等事、(第「度」)

右、於所領等者、重門重代相伝所領也、仍虎五郎丸仁相副次第調渡手繼証文

等、限永代所譲与也、於御公事者、任先例可致支配者也、「次重門以降所領之

事、雖有数輩之兄弟、守其器用、惣領一人仁一所ヲモ不殘可譲与之也、」若背

此旨、所領ヲ於分与数子之輩者、不可有重門之子孫云云、如此定置上者、若万

一ニモ所領ヲ雖分譲、任此状之旨、於惣領一人之計、押而可令知行者也、且為

後證、所書載置文之趣也、仍讓状如件、

建徳二年十月十五日

(渋谷)
彈正少弼重門(花押)

ご覧のように、後半の「一部分に「惣領」単独相統の旨が明記されている。なお六一二号文書は、これと同日付・同旨(「惣領」単独相統、重門置文である。

(14) 山口『南北朝期九州守護の研究』(文献出版)第七章日向国守護のうち「一

色直氏」項(三七五頁)参照。

(15) 同右書、第七章日向国守護のうち「畠山直頭」項(三五七頁〜三七四頁)参

照。

(16) 山口「前期室町幕府による日向国「料国」化」(『中世九州の政治社会構造』

吉川弘文館)一六九頁。

(17) 因みに当時、南北朝前期、薩摩渋谷氏が遵行面で使節として見える例に、次

のような文書がある。

○康永二年(一三四三)四月五日 將軍家執事高師直奉書(今年三月廿六日

御下文)に任せて、薩摩国加世田別符(相模六郎半分の島津道忠)に「沙汰付」⇨

遵行すべし)⇨渋谷下総権守入道、渋谷新平次入道(島津家文書)

「今年三月廿六日御下文」とは、これに該当する、同日付の島津道忠あて

足利尊氏袖判宛行下文が現存する(同右)。ここで、宛先として二名、即ち両使(遵行使)として渋谷氏が見える。うち

一名は重基（入来院氏四代）だと既に刊本類に傍注が付けられている。もう一人の「渋谷下総権守入道」には、一向に傍注が付けられていないが、鎌倉末期に「鎮西評定衆」だった高城重雄と同一人だと考えてよからう。

ここで、高城重雄について少し考証してみよう。延慶二年（一三〇九）十二月十二日鎮西下知状に「仰渋谷彦太郎重尚法師浄重・河内小太郎重雄、□四日尋問実否之処」とあり、『旧記雑録』前編十一権執印文書、正和二年（一三三三）十一月二十日鎮西御教書案の宛先として「下総権守」とあり（比志島文書、文保二年（一三一八）十一月二日鎮西下知状案に「仰下総権守重雄、尋問違背実否之処」とあり、『旧記雑録』前編十二所収市来崎文書、右の康永二年（一三四三）四月五日高師直奉書の宛先の一人に「渋谷下総権守入道」が見える（島津家文書）。その間、次の二つの文書がある。

① 文保三年正月廿三日「前下総権守（花押）」施行状（原田浄法と得重助道との相論殺害刃傷の事につき「去年十二月廿日御教書」の旨に任せて「注申すべし」）河上平次郎（河上文書）

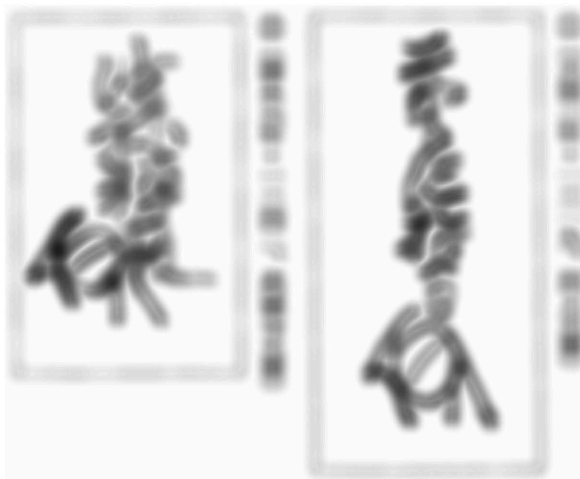
鎮西之奉行人也云々、当国高城氏之
なお原本（宮崎県総合博物館現蔵）に、押紙「渋谷下総権守重雄城氏之祖也」がある。

② 康永元年八月十三日「沙弥禅蔽（花押）」請文（肥前国佐賀上庄内中村彦坪耆町に対して「惣地頭役」以下の公事停止）↓高城寺侍者（高城寺文書）
実は、これら①と②の発給者の花押は一致し、「前下総権守」||「禅蔽」であり、高城重雄の花押だと提起したい。

高城重雄の活動は、この康永二年（一三四三）以降は辿れない。先に注(3)で触れた高城氏系図（特に刊本ハニ）において高城重雄を「心永廿九（一四三二）滅亡」などとするのは、時期的にあまりに懸け離れており、誤りだといえよう。

そもそも南北朝前期の薩摩国関係の「沙汰付」||遵行文書は極めて少なく、しかもその実例はいずれも島津氏自体が所領給与の受給者（当事者）の場合で

あったため、中央幕府側からの「沙汰付」文書の宛先としては守護島津氏以外の権力者、即ち鎮西管領一色直氏（三例）や国大将畠山直頭（一例）、それにここで見た両使渋谷氏（一例）があった例があるに過ぎない（実情は山口『南北朝九州守護の研究』五四三頁・五四五頁・六一〇頁参照）。



(18) 前注(16) 論文一六三頁〜一六八頁。

(19) 『日向記』は、伊東氏中心の日向史だが、最近、あらためて『宮崎県史叢書日向記』として翻刻・刊行され（平成十一年三月）、詳細な解題も付けられている（永井哲雄氏執筆）。

(20) これら石塔銘は殆ど未紹介・未刊のものだといえる。これらの史料的位置や価値については、山口「那答院断想―大願寺行―」（『鹿児島中世史研究会報』四二号、昭和五十九年）で詳述した。

特に①について、若干のコメントを施しておきたい。先ず①の「徳翁蒼」とは、〔斑目文書、鹿児島大学附属図書館蔵〕にみえる徳翁行營、〔花押〕安堵状〔徳翁院柏原下河口など〕を遺している〔斑目文書〕。実は、つい先日出した『大日本史料』七編二十三〔昭和五十六年十一月刊〕、応永二十二年雜載の死歿項に、次の史料を収載した〔三八九頁〕。

〔徳翁院旧記〕鹿児島大学附属図書館所蔵

徳翁蒼公大禪定門

一 聖寿庵 〔行營〕 徳翁蒼公大禪定門

〔徳翁院旧記〕鹿児島大学附属図書館所蔵

応永二十二年十一月二日

徳翁院旧記に含まれる右掲史料の原典は、実は①の銘文であったと気付き、自ら新鮮に感じた次第である。この①に気付いていたら、勿論『大日本史料』にも自信をもって収載できたものと、若干後悔の念も湧いた。また徳翁院渋谷氏系図〔関係部分〕や重茂花押の形状なども提示しておきたかった。右掲史料の見出しにあるように、大願寺は徳翁院「渋谷家代々の廟処」で、「聖寿庵」は重茂に因んだ塔頭だといえよう。重茂は、徳翁院渋谷氏としては、斯様に史料に恵まれている。近年の『大日本史料』編纂の傾向からすれば、この重茂死歿に対しては、雜載ではなく、独立した編纂、即ち応永二十二年十一月二日条「薩摩徳翁院重茂卒ス」なる編纂が与えられてもよいところ〔従って大日本史料の「目次」にも編纂が載る〕。その際、冒頭に据えられる史料は、勿論のこと、①〔金石文〕である。

(21) 山口前注〔20〕論文および山口「入寺語録の構造と年表」〔東京大学史料編纂所研究紀要〕八号)参照。

(22) また正宗電統〔黄竜派〕の文集「禿尾長柄帯」〔建仁寺両足院所蔵〕下に、次のような箇所を見出す〔五山文学新集〕四の八二頁)。

〔渋谷重豊〕
古春居士寿像贊、入来院

坐謝鯤於石巖中、非其所処隨其志也、臥冠準於野渡上、非其所為隨其言也、奚止消搖方外、或復勞礪本元、梁之劉勰削髮為僧、武帝賜名惠地長列緇服、唐之劉恣乞骸棄俗、穆宗賜号大覺開紺園、閩西有一老將、千里命駕中原、嘗值他指其心、現宝鏡於洞水、問需予円其頂、借仏手於靈源、然後親給事肖鉄面、乃樞貌如沙門、号那名耶、漆桶々々、言耶志耶、流盆々々、与其拈黒虵骨、不若提三尺劍截断仏祖、与其着黄牛皮、不若披一長裘蓋覆乾坤、幸是輅略機回位、矧乎騎射日擊道存、隱頭都米是何物、黄金鑄出鉄崑崙、夫是謂〔食邑〕薩摩入来院前野州大守平氏渋谷重豊〔今以定采〕為名、古春為号、退閑于以心軒者也矣。

ここで正宗電統から「寿像贊」を得た渋谷重豊は、まぎれもなく入来院渋谷氏十代重豊のことである。この寿像贊の末尾にあるように、重豊は法名「古春定采」として、「以心軒」(おそらく古春庵内)に退閑(隠居)する。この寿像贊は、延徳二年(一四九〇)八月の「下野守重豊」讓状(入来院家文書四七号)と重豊の卒する「文亀元年辛酉閏六月二日卒」(「入來文書」付録「入来院氏系図」)との間、さらに正宗電統の明応七年(一四九八)正月示寂を勘案すれば、とにかく一四九〇年代に成されたものといえよう、この十五世紀最末期は、先述したが、考叔宗頼は大願寺に帰任後のこと、正宗電統も、同じ黄竜派、しかも宗頼と殆ど同じ年輩として、これ以前から互いに足繁く往来し、自らも文明十二年(一四八〇)前後に大願寺の公帖を受けているようである〔五山禅僧伝集成〕二二二頁・三二〇頁)。当時、正宗電統は、京都五山建仁寺(黄竜派)に任じながら(七住)、特に考叔宗頼を通じて、大願寺の外護者徳翁院氏のみでなく、その南隣、同じ渋谷氏一族で最有力な入来院氏(重豊)とも互いに生前に交渉があったといえよう(寿像贊たる由縁)。今後、薩摩渋谷氏と黄竜派との関係も考慮すべきであろう。なお右掲「古春居士寿像贊、入来院」の「古春」とは、現在、入來麓の一角、清色橋バス停付近の小字

名である。この「古春」の地には重豊の創建した「古春庵」跡があり、ここに宝篋印塔群がある（『入来町誌』下巻一〇二頁〜一〇四頁参照）。

○この寿像贊も、殆ど直対（直接隣り同士が対句）と隔句対（二句おきの対句）の配列・組合せから成っており、いわゆる駢儷文である。7878（坐謝鯤く其言也）66（突止く本元）810810（梁之く紺園）66（関西く中原）6666（嘗値く靈源）（然後）66（靚絵く沙門）4444（号耶く洗盆々々）610610（与其拈く乾坤）などとなっている（数字は各句の字数）。ここに、試みに全文を読下してみよう。

〔読下し文〕

古春居士寿像贊 入来院

謝鯤を石巖の中に坐し、其の処する所その志に随わざるなり。冠準を野渡の上
に臥せ、其の為す所その言に随わざるなり。奚ぞただ（止）方外を消搖し、或
いは復た本元に勞碌せん。梁の劉勰は髪を削り僧となり、武帝が名惠地を賜う
に緇服に長列す。唐の劉綰は骸を乞い俗を棄て、穆宗が号大覚を賜うに紺園を
創開す。関西に一老将あり、千里駕を中原に命ず。嘗て他に値い其の心を指
し、宝鏡を洞水に現す。間かに予に需め其の頂をめぐ（円）り、仏手を靈源に
借る。然る後、絵事を観るに鉄面にに（肖。似に同じ）、乃ち軀貌は沙門の如
し。号か名か、漆涌々々。言か志か、洗盆々々。其の黒髡の骨を拈するより
は、三尺の劍を掲げ仏祖を裁断するに若かず。其の黄牛の皮を着するよりは、
一長裘を披き乾坤を蓋覆するに若かず。幸いに是れ輜略機回位転、矧んや騎射
目擊道存においておや。隱顯すべて（都米）是れ何物ぞ。黄金は鉄崑崙を鑄出
す。夫れ是れ之を食邑と謂うに、薩摩入来院前野州太守平氏渋谷重豊は今定栄
を以って名とし、古春を号として、以心軒に退閑する者なり。

○実は正宗竜統は、『蒲室疏』（中国の笑隠大新による駢儷文の典型）の研究
をするなど、禅林駢儷文作法の代表的伝承者の一人であり、また先の天祥一
麟の法孫として、天祥の行状『一庵麟禅師行状』を撰している（『統群書類

従』巻三三九、刊本九輯下）。

(23) 山口『南北朝期九州守護の研究』第九章薩摩国守護のうち「今川了俊」項
（五三〇頁〜五三三頁）参照。

(24) 感応寺の「諸山」化については、五味克夫氏が『鹿大史学』二八号で紹介し
た「感応寺由来」に、「曆応二年十二月十七日諸山御教書一通 大相国尊氏御
判」とあり、大願寺の方は、右掲『祇答院旧記』所収の大願寺寄進地由緒書
に、「同（貞治）五年八月廿七日諸山賜御教書畢」と見える。

(25) 山口「日向・薩摩と今川氏兼・貞継―探題今川氏九州支配末期の一こま―」
『南北朝遺文月報』五。

〔付記〕 本稿は、昨年（一九九八年）十一月、史料編纂所の企画展「入来文書の世
界」に際して、担当した講演「入来文書と薩摩渋谷氏」（於東京大学山上会
館）の第二章部分（薩摩渋谷氏研究の視点）を文章にしたものである。本稿
作成の過程で、土岐陽美さん（旧姓西崎）、松村記代子さんにお世話になっ
た。